



# 通関業者の皆様へ

**消費税不正還付が疑われる「不審な貨物」の  
情報提供にご協力ください！**

実態と異なる輸出取引を装って、不正に消費税の還付を受けようとする事案が後を絶ちません!!

## 消費税不正還付の手口の例

輸出免税制度を悪用するため、品名・数量・成分・単価等を偽り、  
価値の低い物品を高額品として輸出します



**「不審な貨物」**を把握された場合は、国税当局へお知らせください！

例えば、税関に対する**輸出申告前に内容物を確認した結果、  
関係書類と内容物の不一致(品目、数量、金額等)**により、例えば…

不審点の指摘後、依頼主が輸出  
を取りやめ、税関への輸出申告  
の提出に至らなかった

通関業者へ提出した書類の内容  
について繰り返し訂正を行うなど  
不審点がある

**情報提供はこちら**

[https://www.nta.go.jp/suggestion/johoteikyo/input\\_form2.html](https://www.nta.go.jp/suggestion/johoteikyo/input_form2.html)



(情報提供フォーム)

- ① 確認事項に同意後、「**情報提供フォームへ**」をクリック
- ② 「課税・徴収漏れに関する情報の提供」画面に遷移
- ③ 「提供情報の入力」で【送付先】に「**その他**」を選択
- ④ 「対象者(不正に税金の負担を逃れようとしていると思われる者)について」欄に、  
対象者の情報や不審な点をご記入後、【不正の内容】に「**消費税の不正受還付**」を選択した上で、  
「**確認画面へ**」をクリック
- ⑤ 内容をご確認後、「**送信**」をクリック



国税庁e-Taxキャラクター  
イータ君

皆様からいただいた情報は、輸出入通関の適正化だけでなく、  
消費税不正還付の抑止にとっても重要です！



税関イメージキャラクター  
カスタム君

国税当局の取組みを  
応援するワン！

国税当局は、通関業者の皆様から情報提供いただいた内容について秘密保持を徹底します。